

事業継続力強化計画

策定しましたか？

能美市では、事業継続力強化計画を策定し、計画にかかる設備投資などを行う事業者を支援します。

事業継続力強化計画とは？

自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。

国では、策定された事業継続力強化計画を経済産業大臣が認定する制度があり、本補助金はそれらの制度で認定された事業継続力強化計画を持つ事業者が対象となります。

対象者

下記をいずれも満たす中小企業者

- ・経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続に向けた取り組みを行うもの
- ・能美市内に主たる事務所又は工場等の事業活動を行う建物を持つもの
- ・能美市内で同一事業を引き続き1年以上営むもの
- ・市税等の滞納がないもの

対象経費と補助金額

対象経費は計画で定めた市内の事務所又は工場等で行われる事前対策にかかる設備投資等の経費です。

対象となる例

デジタル技術の活用によるリスク軽減

- ・遠隔ビジネス等の設備導入
- ・テレワークを行うシステムの導入
- ・デジタル設備導入に当たって必要なセキュリティ研修会の費用

風水害や大規模地震への備え

- ・自家発電設備の設置
- ・制振、免振対策として設備の固定や専用設備の導入
- ・専門家による防災対策の指導に要する経費

その他、インフラ老朽化対策や感染症対策など事業継続力強化計画に記載のあるもの

補助金額は対象経費の2/3
(1,000円未満切り捨て)
上限額は50万円です。

対象とならない例

- ・会議などの飲食費
- ・車両や事務用費など汎用性の高い物品
- ・火災保険の保険料 など

能美市事業継続力強化認定企業支援事業補助金

申請方法

経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けたうえで、交付申請書に以下の必要書類を添え、商工課まで提出してください。

- ・ 事業計画書
- ・ 誓約書
- ・ 事業継続力強化計画にかかる認定申請書の写し
- ・ 事業継続力強化計画の認定書の写し
- ・ 本人確認書類
法人の場合 履歴事項全部証明書等の写し（発行日より3か月以内のもの）
個人事業主の場合 マイナンバーカード、運転免許証等の写し
- ・ 市税等完納状況調査同意書

補助金交付までのスケジュール



申請お問い合わせ

詳しくは能美市HPをご覧ください。

能美市産業交流部商工課

TEL：0761-58-2254 FAX：0761-58-2266

能美市 事業継続力

検索



能美市HP

「事業継続力強化計画」の認定制度については下記HPをご覧ください。
中小企業庁：事業継続力強化計画
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>